



鷹巣阿仁地域 合併協議会だより

2005年(平成17年)3月1日発行

第12号

「北秋田市」誕生間近!!



第16回合併協議会（合川町農村環境改善センター）

第16回合併協議会が1月24日に合川町農村環境改善センターで開催されました。

協議会では、鷹巣阿仁地域合併協議会廃止（案）を了承したほか、専門部会、分科会で検討が重ねられた「特別職の身分の取扱いの具体的な調整内容」等13件を報告し、了承されました。

なお、具体的な調整内容の報告は第15回合併協議会（12/21）に引き続き、2回目。

目次

○第16回合併協議会報告 2～7

○お知らせ 8

第16回合併協議会報告

協議第58号

鷹巣阿仁地域合併協議会の廃止について(案)

平成17年1月17日付けで、同年3月22日から鷹巣町、合川町、森吉町及び阿仁町を廃し、北秋田市を設置する旨の総務省告示がなされた。よって、同月21日をもって鷹巣阿仁地域合併協議会は廃止するものとする。

なお、会計処理については次のとおり取り扱うものとする。

平成17年1月24日 提出

鷹巣阿仁地域合併協議会

会長 岸 部 陸

記

- 一、協議会予算の収支については、協議会規約第18条の規定に基づき廃止の日をもって打ち切り、会長がこれを決算し、監査委員の監査を受けるものとする。
- 二、決算・監査の報告については、速やかに決算・監査報告書を作成し、各委員に通知するものとする。
- 三、廃止の日に存する鷹巣阿仁地域合併協議会の財産及び事務については、すべて北秋田市に引き継ぐものとする。

鷹巣阿仁地域合併協議会の廃止については、提案のとおり確認されました。

前回協議会報告の追加資料

「地方税の取扱い」追加資料

(入湯税)

入湯税の免除

鉱泉浴場に入湯する者で

① 12歳未満の者

② 宿泊する場合を除き、入湯料金が600円未満である施設において入湯する者

③ 市長が特に必要と認めた者

※鉱泉浴場と明記されました。

「納税関係」追加資料

※平成15年度の納税貯蓄組合の収納状況が報告されました。

「学校教育事業」追加資料

- (学校給食事業・給食費)
納入方法
- ・ 18年度から口座振替とする。

※平成18年度から実施することが追加されました。

報告第27号

「特別職の身分の取扱い」の具体的調整について

調整内容

特別職の報酬については別紙のとおりとする。

「特別職の身分の取扱いの具体的調整内容について」は、報告のとおり了承されました。

北秋田市の主な特別職の報酬額 (報告第27号の別紙)

職 名	報 酬 額
市 長 (市長職務執行者も同額)	月 額 892,001円
助 役	〃 657,000円
収 入 役	〃 611,000円
教 育 長	〃 581,000円
議 長	〃 298,000円
副 議 長	〃 273,000円
議員 (鷹巣地区)	〃 259,000円
議員 (合川地区)	〃 225,000円
議員 (森吉地区)	〃 218,000円
議員 (阿仁地区)	〃 213,300円
農業委員会 会長	年 額 468,000円
〃 職務代理者	〃 432,000円
〃 委員	〃 396,000円
選挙管理委員会 委員長	〃 276,000円
〃 職務代理者	〃 252,000円
〃 委員	〃 240,000円
監査委員 識見を有する者 (代表監査委員)	〃 696,000円
〃 識見を有する者	〃 456,000円
〃 議会選出者	〃 288,000円
教育委員会 委員長	〃 456,000円
〃 職務代理者	〃 420,000円
〃 委員	〃 396,000円
固定資産評価審査委員会委員 委員長	日 額 6,500円
〃 委員	〃 6,500円



報告第28号

「使用料、手数料の取扱い」の
具体的調整内容について

調整内容(抜粋)	
◎行政財産使用料 (土地)	使用部分に係る土地1㎡当りの 公有財産台帳価格に4/100を 乗じて得た額(1年)
(建物)	使用部分に係る建物の1㎡当りの 公有財産台帳価格に8/100 を乗じて得た額(1年)
◎優良宅地造成認定手数料	・1件 86,000円
◎優良在宅新築認定手数料 (新築在宅の床面積)	・100㎡以下 1件6,200円 ・100㎡を超え500㎡以下 1件8,600円 ・500㎡を超え500㎡以下 1件13,000円 ・2,000㎡を超え10,000㎡以下 1件35,000円 ・10,000㎡を超える場合 1件43,000円
◎住宅用家屋証明	1件 1,300円

「使用料、手数料の取扱いの具体的調整内容について」は、報告のとおり了承されました。

報告第29号

「国民健康保険事業の取扱い」
の具体的調整内容について

調整内容	
◎国民健康保険運営協議会 合併時に統合を図る。	(報酬) 報酬については、6,500円/日とする。
◎成人病予防検診料助成事業 各種検診及び国保助成額は、合併時に次のとおり統一する。	基本検診分(2,400円) + 定額分(7,000円) + 受診した各がん検診分 (集団検診単価参照)
(集団検診)	基本検診 1, 300円 子宮・卵巣がん検診 1, 500円 乳がん検診 1, 300円 胃がん検診 1, 200円 前立腺がん検診 500円 大腸がん検診 500円 肝臓がん検診 700円 肺炎ウィルス検診 200円 骨粗鬆症検診 600円
(医療機関利用)	基本健診 3, 000円 肝炎ウィルス検診 200円 子宮・卵巣がん検診 500円 乳がん検診 300円 歯周疾患検診 300円

「国民健康保険事業の取扱いの具体的調整内容について」は、報告のとおり了承されました。

報告第30号

「その他福祉事業の取扱い」の
具体的調整内容について

調整内容	
◎乳幼児等福祉医療事業(町単独事業分) 子育て支援の観点から次ぎのとおり実施する。	(乳幼児福祉医療事業) 合川町及び森吉町の例により、平成17年4月1日より、統一して実施する。(合川町及び森吉町については、引き続き実施することとなる。)
(児童福祉医療事業)	阿仁町の例により、平成17年4月1日より、統一して実施する。(阿仁町については、引き続き実施することとなる。)

「その他福祉事業の取扱いの具体的調整内容について」は、報告のとおり了承されました。



報告第31号

「保健衛生事業の取扱い」の
具体的調整内容について

調整内容	
◎健診事業については、合併時に次のとおり実施する。	・基本健康診査(集団方式) ・基本健康診査(医療機関方式) ・肝炎ウィルス検診(集団方式) ・肝炎ウィルス検診(医療機関方式) ・胃がん検診(集団方式) ・大腸がん検診(集団方式) ・胸部総合検診(集団方式) ・子宮頸・卵巣がん検診(集団・医療機関方式) ・乳がん検診(集団・医療機関方式) ・前立腺がん検診(集団方式) ・歯周疾患検診(医療機関方式) ・骨粗鬆症検診(集団方式) ・市民ドック(新設：仮称)その他のドックは廃止する。
◎老人保健事業については、合併時に次のとおり実施する。	・健康手帳交付 ・個別健康教育 ・集団健康教育 ・健康相談 ・訪問指導 ・A型機能訓練については、廃止する。(自主グループの活動育成を図る。)

「保健衛生事業の取扱いの具体的調整内容について」は、報告のとおり了承されました。

◎母子保健事業については、合併時に次のとおり実施する。

・乳児前期健康診査、中・後期育児相談

・1歳6ヶ月児健康診査

・2歳児歯科健康診査

・3歳児健康診査

・4歳児健康診査は廃止する。

・5歳児健康相談（医師診察は廃止）

・フッ素イオン導入及びフッ素洗口については、現行のとおりに新

市に引き継ぎ、合併後に調整を図る。

・妊婦健康診査

・母子健康手帳交付

・訪問指導

・健康相談

・妊婦健康教育

・母子健康教育

◎予防接種事業については、合併時に次のとおり実施する。

・ポリオ

・3種混合第Ⅰ期

・2種混合第Ⅱ期

・麻疹

・風しん

・日本脳炎Ⅰ期

・日本脳炎Ⅱ期

・日本脳炎Ⅲ期

・ツ反・BCG

・インフルエンザ

・肺炎球菌

病院・診療所事業（主な使用料）

区 分	調 整 内 容
合川町国民健康保険診療所・阿仁町立病院	使用料は、合併時に次のとおり統一を図る。
保 険 診 療	点数 ×10
自 由 診 療	点数 ×10
歯科の自由診療	点数 ×20
個 室	520
死 体 検 案 料	4,200
死 体 処 置 料	伝染病 1,050 その他の場合 520
薬 剤 容 器 料	実費
患者搬送車使用料	1 km毎（税込） 100
寝具使用料（患者外）	520

※なお、森吉町国民健康保健診療所
に関しては平成16年度で廃止となり
ます。



病院・診療所事業（主な手数料）

区 分	調整内容	区 分	調整内容
◎証明書		◎その他の診断書	
医療に関するもの	1,050	後遺障害診断書（保健会社用）	3,150
身体検査書	1,050	恩給及び年金診断書	3,150
公傷休業補償証明書	1,050	自賠責後遺症診断書	3,150
◎死亡診断書		銃砲所持及び各種免許用診断書	1,050
市町村死亡届用	1,050	施設入所診断書	1,050
死体検案書	4,200		
生命保険請求用診断書（病院様式）	3,150		

「保健衛生事業の取扱いの具体的
調整内容について」は、報告のとお
り了承されました。



報告第32号
「生活環境事業の取扱い」の具
体的調整内容について

調 整 内 容

◎不法投棄ごみ防止事業
（監視員数）

監視員数については、合併時に
25名以内とする。

（報酬等）

報酬等については、合併時に合
川町の例により統一する。（車借
上料は支給しない。）

◎最終処分場事業

(搬入手数料)

搬入手数料については、鷹巣町の例による。(合川町・森吉町については、一部事務組合の処分場に搬入するため、料金は構成町村に委ねる。)

◎ごみ集積所設置補助金事業
合併時に廃止する。

「生活環境事業の取扱いの具体的調整内容について」は、報告のとおり了承されました。

報告第33号

「障害者福祉事業の取扱い」の
具体的調整内容について

調 整 内 容

◎身体障害者外出支援サービス事業
次のとおり合併時に実施する。

- ・対象者は、阿仁町の例による。
- ・実施内容、実施機関、運行範囲及び料金については、高齢者福祉事業の「外出支援サービス事業」と統一を図り、同様に実施する。

・実施内容について

高齢者福祉事業の「外出支援サービス事業」の森吉町の例により次のとおり実施。

《利用対象者の居宅と在宅福祉サービスを提供する場所、医療機関等との間の送迎》

別表 1 外出支援サービス事業（利用者負担額）（片道を利用した場合）

支援地域 居住地	旧鷹巣町	旧合川町	旧森吉町	旧阿仁町	市外(大館・能代)
旧鷹巣町	200円	300円	400円	700円	700円
旧合川町	300円	200円	300円	600円	1,000円
旧森吉町	400円	300円	200円	500円	1,000円
旧阿仁町	700円	600円	500円	200円	1,200円

別表 2 外出支援サービス事業（実施機関委託料）（片道を利用した場合）

支援地域 居住地	旧鷹巣町	旧合川町	旧森吉町	旧阿仁町	市外(大館・能代)
旧鷹巣町	1,000円	2,000円	2,000円	3,500円	3,500円
旧合川町	2,000円	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円
旧森吉町	2,000円	2,000円	1,000円	2,500円	4,000円
旧阿仁町	3,500円	3,000円	2,500円	1,000円	4,500円

・実施機関について

高齢者福祉事業の「外出支援サービス事業」の現行の委託機関を次のとおり新市に引き継ぐ。

鷹巣町：鷹巣社会福祉協議会

合川町：合川町社会福祉協議会

…株登石

森吉町：森吉町社会福祉協議会

…株登石

阿仁町：社会福祉法人あに福祉会

・運行範囲及び料金について（別表1及び別表2による）

◎酸素濃縮器利用者電気料助成事業

鷹巣町の例により、合併時に統一して実施する。

「障害者福祉事業の取扱いの具体的調整内容について」は、報告のとおり了承されました。

報告第34号

「高齢者福祉事業の取扱い」の
具体的調整内容について

調 整 内 容

◎在宅介護事業

(在宅介護支援センター)

○基幹型は、運営主体を市として森吉町基幹型在宅支援センターとし、阿仁町基幹型在宅介護支援センターは、合併時に廃止する。

○地域型は、運営主体及び実施機関について現行のとおりとする。

(在宅介護上乘せサービス)

17年4月1日より廃止する。ただし、合併時（3月22日）から3月31日までは、鷹巣町のみ3割負担にて実施する。

◎老人クラブ

(老人クラブ連合会)

新市において統合できるよう調整を図る。

補助金については、最低限、県の補助対応額とする。

◎高齢者生きがい事業
(生きがい活動支援通所事業)

地域性を考慮して、現行のとおり新市に引き継ぎ、当分の間実施する。

◎高齢者福祉

(緊急通報システム設置事業)

現行のとおり新市に引き継ぎ、18年1月末日のリース契約の更新日（鷹巣町・合川町分）までに、統一したシステム構築を検討する。利用者負担については、合併時に無料とする。

(外出支援サービス事業)

対象者及び実施方法については森吉町の例により合併時に統一して実施する。

料金については、別表1及び2により、合併時に統一した料金とする。

実施機関については、現行の委託機関を新市に引き継ぐ。(委託料金につきましては、報告第33号の障害者福祉事業の表1表2と同じ)



（家事援助事業）（介護保険以外）

対象者及び実施内容については鷹巣町の例により、利用者負担は契約単価の1割として、合併時に統一して実施する。実施機関については、現行委託機関を新市に引き継ぐ。

（配食サービス事業）

対象者は、鷹巣町の例により合併時に統一して実施する。利用者負担は、標準メニューの食材の経費相当分400円とし、合併時に統一する。体制及び実施機関は、現行のとおり実施する。

（高齢者入浴券助成事業）

鷹巣町の例により、合併時に統一して実施する。

（軽度生活援助事業）

対象者は阿仁町の例による。事業内容は、16年度の実績を踏まえて、新市において決定する。利用者負担は、鷹巣町の例による。

委託先は、社会福祉協議会とする。

（心配ごと相談所委託事業）

現行のとおり、社会福祉協議会に委託して実施する。

「高齢者福祉事業の取扱いの具体的調整内容について」は、報告のとおり了承されました。

報告第35号

「商工・観光関係事業の取扱い」の具体的調整内容について

調 整 内 容

◎中小企業事業資金融資等

（中小企業振興資金融資制度）

一、対象 町内に1年以上住所または事業所を有し、現に中小企業信用保険法に該当する事業を営む者で、町税を完納した者。

二、融資内容

- (1) 使途：運転資金または設備資金
 - (2) 保証限度額：700万円以内
 - (3) 保証期間：7年以内
 - (4) 返済方法：割賦または一括償還
 - (5) 保証条件：連帯保証人1名以上
 - (6) 貸付金利：年2.2%以内
- 三、保証料
- (1) 無担保保証：年1.3%
 - (2) 有担保保証：年1.2%
 - (3) セーフティネット保証：年0.88%
- 四、申込受付 商工会
- （中小企業育成資金融資）

現行制度を新市に引き継ぎ、預託額は新市において調整を図る。

（北秋田市民宿事業資金貸付制度）

一、対象 市内に住所を有し、旅館業法による「簡易宿泊所」の認可を受け、観光客を対象に本市内で営業するものが建物の新築、増改築を行う場合貸付する。

二、融資内容 一事業者300万円以内。

三、貸付条件 利率年2.0%

（7年以内に元利均等年賦償還）

四、申込受付 北秋田市商工観光課

◎誘致企業等奨励措置

工場の新・増築に関する奨励措置（北秋田市工業振興促進条例）

《指定基準》

①工場新設：常時雇用者10人以上、資産総額5千万円以上。

②工場増設：新たに常時雇用者5人以上を雇用、資産総額3千万円以上。

③ソフトウェア事業所及び研究施設の新・常時雇用者5人以上、投下固定資産総額1千万円以上。

《奨励措置》

①雇用奨励金の交付
・雇用者1人につき10万円。一企業年額300万円限度。（3年間）

②固定資産税の課税免除
・新設又は増設した施設の場合の課税免除。（5年間）

（阿仁町高津森リゾート基地条例）

阿仁町高津森リゾートは現行のとおり新市に引き継ぐ。

「商工・観光関係事業の取扱いの具体的調整内容について」は、報告のとおり了承されました。





報告第36号

「農林水産関係事業の取扱い」
の具体的調整内容について

調 整 内 容

- ◎生産調整（転作）関係
現行では4町で隔たりがあるため、新市において調整を図る。
- ◎畜産関係く畜産防疫事業く
新市において市が手数料2/3を助成し実施する。（アカバネ病予防注射）
- （牧場）
牧場は現行のとおりとする。管理方法・放牧料については新市において関係団体と協議の上調整を図る。
- （土地改良関係）
○災害復旧
（農地災害）
通常補助率 市45%、受益者5%以内
（農業用施設災害）
通常補助率 市33%、受益者2%以内

「農林水産関係事業の取扱い」の具体的調整内容について」は、報告のとおり了承されました。

報告第37号

「都市計画関係事業の取扱い」
の具体的調整内容について

調 整 内 容

- （都市計画審議会）
・学識経験者 7人以内
・市議会議員 6人以内
・関係行政機関又は秋田県職員 3人以内
・新市の住民 4人以内
- 委員は、20人以内とする。ただし、別に臨時委員、専門委員を若干人置くこととする。

「都市計画関係事業の取扱い」の具体的調整内容について」は、報告のとおり了承されました。



報告第38号
「建設関係事業の取扱い」の具体的調整内容について

調 整 内 容

- （町道の認定基準）
鷹巣町基準を参考に作成する。延長及び曲線半径の基準は定めのないものとする。
幅員 4.0m以上
- ◎その他
・国道、県道若しくは市町村道又は、農林道の相互間を連絡する道路であること。
・集落と公道を連絡する道路、又は集落の相互を連絡する道路であること。
・公共施設と公道を連絡する道路又は公共施設の相互間を連絡する道路であること。
・道路管理上支障となる物件がないこと。
・寄附により、所有権が市に移転できる道路用地であること。
・その他市長が認めた道路、又は公益上特に必要と認めた道路。

「建設関係事業の取扱い」の具体的調整内容について」は、報告のとおり了承されました。

報告第39号
「水道事業の取扱い」の具体的調整内容について

水道事業関係手数料

調整内容

区 分	手数料
設計審査・完成 検査手数料	3,000円
給水装置工事業者 指定手数料	30,000円
給水装置工事業者 更新手数料	10,000円
更新期間	3年

「水道事業の取扱い」の具体的調整内容について」は、報告のとおり了承されました。



合併協議会からのお知らせ

聴く 協議会は傍聴できます

協議会の会議は公開されており、どなたでも傍聴することができます。傍聴を希望される方は、当日会場で受付けしてください。

尚、会場の規模等により傍聴できる人数を制限する場合があります。詳しくは事務局へお問い合わせ下さい。

見る 会議資料等が閲覧できます

開催された協議会の会議資料や会議録が閲覧できます。

ご希望の方は、合併協議会事務局や鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町の各役場合併担当課窓口までお越し下さい。

また、鷹巣阿仁地域合併協議会のホームページでも公開されていますのでご覧下さい。

市章の応募締切まで後16日

3月16日までです。

たくさんのご応募お待ちしております。

鷹巣阿仁地域自然スナップ



阿仁スキー場樹氷

日程のお知らせ

第17回合併協議会の開催について

日時：3月11日（金）
開 会：午後3時開会
場 所：鷹巣阿仁広域交流センター

編集・発行

鷹巣阿仁地域合併協議会 事務局

〒018-3360 秋田県北秋田郡鷹巣町花園町19番1号（鷹巣町役場内）

TEL 0186-69-8088 FAX 0186-62-2880

ホームページアドレス <http://www.takaa.jp> Eメールアドレス gappei@takaa.jp